

日野市立豊田小学校 いじめ防止基本方針

目次

- 1 いじめ防止に関する本校の基本的な考え
- 2 いじめ防止対策組織
- 3 具体的な取り組み
 - (1) いじめが起きにくい学校及び学級の創出
 - (2) 未然防止
 - (3) 早期発見
 - (4) 早期対応
 - (5) 中・長期的な対応
 - (6) 重大事態への対処
- 4 いじめ防止研修
- 5 学校評価
- 6 家庭や地域との連携
- 7 いじめ防止対策概念図

1 いじめ防止に関する本校の基本的な考え

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利及び基本的人権等を著しく侵害し、児童の心身の健全な成長を阻害し、人格の形成等に甚大かつ重大な危機を生じさせるものである。

またいじめは、「いつでも」、「どこでも」、「どの児童にでも」起こり得るものであり、どの児童も被害者と加害者の両方になり得るという危険性をはらんでいる。こうした事実をふまえて、「いじめは絶対に許さない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめは、どの学校でも、どの子供にも起こり得る」ことを認識し、以下の6つのポイントを念頭にいじめ防止対策を推進していく。①「軽微ないじめも見逃さない」②「教員一人で抱え込まず学校組織全体で一丸となって取り組む」③「相談しやすい環境の中で、いじめから子供を守り通す」④「子供たち自身が、いじめについて考え行動できるようにする」⑤「保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る」⑥「社会全体の力を集結し、いじめに対峙する」について共通理解を図り、組織的に対応していく。

本校では、いじめの未然防止と早期発見、早期対応について特に重点的に取り組んでいく。またいじめが発生してしまった場合には、児童の人権を最大限に尊重し、教育委員会や地域、家庭、児童相談所等の関係機関との連携のもと、早急にいじめ根絶に向けて、組織をあげて適切な対処に全力で取り組むようにする。

さらに、常にいじめがなく安心して児童が生活できる学校の実現と維持のために、いじめ防止にかかわる取り組みを、定期的に振り返り、改善を加えていくようにする。

2 いじめ防止対策組織

（1）「緊急いじめ対策会議」の構成

- ・校長が招集する。
- ・副校長、主幹教諭、生活指導主任、当該児童担任・学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー及び、校長が必要を認める者とする。

（2）「学校いじめ対策委員会」の校内組織の位置付け等

- ・生活指導部に位置付け、毎週1回情報交換等を行い、いじめを認めた場合は校長に報告する。
- ・「いじめ防止基本計画」の作成、「生活アンケート」の実施及び、いじめ防止・いじめ防止早期発見を推進する。

3 具体的な取り組み

(1) 「いじめが起きにくい学校及び学級の創出」

- ①共に生活し共に学ぶドラマと感動のある指導を実現し、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- ②児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ③教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- ④児童の人権を尊重し、共感的に理解することができる教師であることを心掛ける。

(2) 「いじめの未然防止」

- ①各学期1回、「いじめ防止に関する授業」を行う。
- ②ふれあい月間には、友達との関りについて話し合いを行い、各クラスで具体的な取組を実施する。
- ③情報モラル教育（每学期1回）を推進し、児童がインターネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(3) 「いじめの早期発見」

- ①「生活アンケート」を実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
（5月、7月、9月、11月、2月）
- ②教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ③スクールカウンセラー、いじめ電話相談、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

【学校におけるいじめのサインの例】

- | | | |
|---|--|--|
| ☐ 急な体調不良 | ☐ 遅刻や早退の増加 | ☐ 授業開始前の机、椅子、学用品等の乱雑さ |
| ☐ 学用品、教科書、体育着等の紛失 | ☐ 学用品の破損、落書き | ☐ 授業への遅参 |
| ☐ 保健室への来室の増加 | ☐ 日頃交流のない児童との行動 | |
| ☐ 発言や言動に対する皮肉や失笑、笑いの頻発 | ☐ 多数児童からの執拗な質問や反駁 | |
| ☐ 図工や家庭科、書写等での衣服の過度な汚れ | ☐ 休み時間の単独行動 | |
| ☐ 特定児童の発言へのどよめきや目配せ | ☐ 突然のあだ名 | |
| ☐ 特定児童からの忌避・逃避 | ☐ 特定児童の持ち物からの逃避等 | |
- （机の脇を通らない、同じ蛇口を使わない等）

【家庭でのいじめのサイン例】

- | | | | |
|---------------------------------------|---|------------------------------------|------------------------------------|
| ☐ 登校しぶり | ☐ 転校の希望 | ☐ 外出の回避 | ☐ 感情の起伏の顕著化 |
| ☐ 教師や友だちへの批判増加 | ☐ 隠し事の発覚 | ☐ 家庭でのお金の紛失 | |
| ☐ 荒くなる金遣い | ☐ 長時間の長電話や過度に丁寧な対応 | | |
| ☐ 衣服の不必要な汚れ | ☐ 体への傷やいたずらの痕跡 | | |
| ☐ 保護者来校の拒絶 | ☐ 過度なネットへの対応他 | | |

【地域で見られるいじめのサイン例】

- ☐ 登下校中に特定児童が、他の児童の荷物等を過度に持つ。
- ☐ 一人だけ離れて登下校している。
- ☐ 故意に遅れて登校している。
- ☐ 地域の公園や道路、空き地等に一人でポツンとしている。
- ☐ 公園や空き地等で、一人の子を何人かで取り囲み、言い合ったり、こづいたりしている。
- ☐ コンビニや地区の商店等で、物品や飲食料をおごらされている。等

(4) 「いじめの早期対応」

【独自の判断は禁物。素早く対応】

- 「様子を見よう」「悪ふざけだろう」「単なるケンカだろう」などの考えは捨てる。
- 「いじめは絶対に許されないもの」との認識に立つ。
- 「早期かつ即時対応」と「組織的対応」の認識に立つ。
- 「いじめられている児童の側に立つ」ことを大前提にして判断する。
- 「いじめの芽を小さいうちに摘む」ことを重視する。

①素早い対応

ア 速やかな報告の徹底

- ・ 担任、現状目撃者等の情報受信者→校長、副校長→生活指導主任（主幹）→学年主任、担任等のルートで情報や状況を直ちに報告する。
- ・ 校長は日野市教育委員会へ速やかに第一報を報告する。また、詳細が分かり次第、連絡し解決に向けて連携を図る。
- ・ 情報受信者を中心に直ちに「いじめ発見報告書」を作成し、副校長に提出する。

＜報告書の内容＞

○日時○場所○被害児童○加害児童○内容・状況○情報受信者

※第1次緊急対策会議に作成が間に合わない場合は、会議の場で原稿を作成する。

- ・ 校長により、第1次緊急対策会議を召集し、内容及び対応策の共有を図る。

イ、第1次緊急対策会議

【第1次緊急対策会議】 情報を共有し、当面の対応策を確立する

(1) 構成人員

- ・ 校長・副校長・主幹教諭・生活指導主任・関係する担任・学年主任
- ・ 養護教諭・スクールカウンセラー

(2) 資料

- ・ いじめ発見報告書または書式、被害・加害児童の個人票、児童の顔写真

(3) 会議内容

- ① 「いじめ発見報告書」の項目に基づく情報の共有
- ② 被害児童の安心と心のケア
- ③ 事実確認の方法
- ④ 指導の構想（いじめを止めることを第一に）
- ⑤ 保護者への第一報

事実確認のための必要事項【「いじめ対応に係る確認聞き取り票」を活用】

- ・ いじめの状況（日時・場所・人数・様態等）
- ・ いじめの動機や背景・時系列での事実の把握
- ・ 被害児童と加害児童の家庭環境や日頃の言動や性格、その特徴
- ・ 本件について家庭が知っていること
- ・ 教職員や周辺児童が知っていること
- ・ これまでの問題行動等

事実確認の計画

- ・ 事実確認のための役割分担
- ・ 被害児童への聞き取り・加害児童への聞き取り
- ・ 周辺児童への聞き取り・該当児童保護者への連絡 及び聞き取り

ウ 事実確認の実施→【第1次緊急対策における聞き取り票】

（1）被害児童への聞き取り

- 教職員は、被害者の視点に立ち、「味方」となって支える立場で接する。
- いじめられていることを語りたがらない場合は、時間を重ねていくことを考慮し、性急にならずに気持ちに寄り添って話を聞く。

（2）加害児童への聞き取り

- いじめを行っている時の気持ちなどについて話をさせる。
- いじめと感じていなかったり、認めようとしなかったりする場合は、威圧的にならず受容的に聞く。
- 「いじめは絶対許されない行為」として、いじめた側もいじめられた側もどちらもよくない点があったなどという指導はしない。

（3）周辺児童への聞き取り

- 事実を確認するこの段階では、周辺児童の行動に対する善悪の判断はしない。
- 内容に矛盾がないかどうか慎重かつ多面的に検討し、事実を明らかにする。
- 事実確認終了後、時と場を考慮して必要な指導を行う。

（4）被害児保護者、加害児保護者に対して

- 保護者とは直に会って面談を行う。
- 双方の保護者の立場や心情に十分に配慮し、現状と今後の具体的な対応を説明する。
- 保護者の心配している事柄を理解して、終息に向けた今後の指導及び見通しについて説明する。

②組織的対応

ア 第2次緊急対策会議

【第2次緊急対策会議】指導方針や具体的指導対策及び指導体制を実行する

(1) 指導方針及び指導体制の決定

□第1次緊急対策会議のメンバーで具体的な指導方針と対応策を決定する。

- ・被害児童、加害児童、周辺児童への指導方針と具体的対策を決定し、担当を明らかにする。
- ・保護者への報告及び連携の仕方を考える。

□実際の対応→【対応記録票に記録】

① 被害児童への対応班

→学年主任、担任、養護教諭、スクールカウンセラー

② 加害児童への対応班

→学年、担任、生活指導主任

③ 周辺児童への対応班

→学年、副校長

④ 該当児童保護者への対応班

→副校長、生活指導主任、学年主任（担任）

⑤加害児童保護者担当班

→副校長、担任、スクールカウンセラー

五つの班で、いじめ解消を確認するまで対応を継続する。

A 被害児童対応班

- つらさや苦しさに共感的理解を示す。また、いじめ防止への強い姿勢を伝える。
- 具体的な解決策や加害児童の指導対応などを知らせ、不安や心配を除く。
- いじめ解決まで、学校全体で擁護することを伝える。また、今後の支援を約束する。
- 保護者や加害児童に対する働きかけについて、意思を尊重して進める。

B 加害児童対応班

- 行った行為やいじめの意図等について、中立の立場で冷静に確認する。
- グループへの対応の場合は、個別指導と並行して、共通理解をもって聞き取りする。
- いじめ根絶に向けた心の涵養を図り、再発することがないような心を育てる。
- きちんとした謝罪とその方法、今後の決意を明らかにさせる。
- 自分の長所を意識させ、それを生かす生活の在り方や考え方について確認する。

C 周辺児童対応班

- いじめの被害者の気持ちを考えさせる。いじめの卑劣さを理解させる。
- はやしたてる行為、見て見ぬふりをするのもいじめであることを再度認識させる。
- いじめを発見した場合の具体的な通報の仕方について再度確認する。
- いじめを止める、知らせる行為が正義に基づいた勇気ある行為であることについて指導する。

D 被害児童保護者対応班

- ☐ 確認した事実関係を正確に伝える。必要な場合は、学校としての謝罪を行う。
- ☐ 再発防止策、指導方針、今後の対応について、具体的に説明し不安を除く。
- ☐ 学校と家庭の今後の対応について、連携を図る。

E 加害児童保護者担当班

- ☐ 確認した事実関係を正確に伝える。
 - ☐ 今後の学校としての対応について説明し、共通理解を得る。
 - ☐ 謝罪について相談の上、確認する。
- ※全て、時系列で、記録を取り、複数で対応することを原則とする。
- ※完全ないじめ解消を、全ての班、全教職員で確認する。

(5) 中・長期的な指導対策

- ・被害児童が活かされ、そのよさが仲間から評価されるようにする。
- ・学級児童一人一人の苦手感をなくす支援をする手立てを確立する。
- ・道徳性を高めるとともに、児童相互の信頼関係を高める指導を行う。
- ・保護者の理解を得て、連携して指導を行う。

(6) 重大事態への対処

【いじめによる重大事態】いじめにより～

- ☐ 当該児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いが認められたとき
 - ・児童が自殺を図った場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
- ☐ いじめが原因で30日以上学校を欠席することを余儀なくされているとき
 - ・精神的に極度の苦痛を感じたり、精神的な安定を欠くようになりたりした場合

ア 調査組織の設置と調査の実施

- ☐ 本校第1次緊急対策会議のメンバーを母体に日野市教育委員会の支援と協力を仰ぐ。

イ 校内の連絡と報告体制について

- ☐ 校内における連絡・報告体制は、第1次緊急対策会議の報告体制とする。

ウ 重大事態の報告

- ☐ 重大事態の事実関係、その他の必要な情報等について、直ちに日野市教育委員会に報告する。

エ 外部機関との連携

- ☐ 日野市教育委員会の指示のもとに、警察署、児童相談所等と連携を図る。
- ☐ 日野市教育委員会の指示のもとに、事実関係の調査や事後対応、発生の防止等について具体的な対応を行う。

オ マスコミ対応

4 いじめ防止のための研修

(1) いじめに関する研修の基本的な考え方

- いじめ防止といじめ対応に係る研修機会を、年間計画の中に3回以上、そのうち1回は重大事態を位置付ける。
- 児童の道徳性や道徳的な実践力の向上に係る研修を行う。
- P T Aとも連携し、児童の発達課題や成長、家庭教育の在り方等に関する研修機会の場を設定する。
- 児童の学びにくさや人とのかかわりの苦手さを支援するとともに、児童一人一人が認め合い、高め合えるような授業実践に係る研修機会の場を設定する。

(2) 具体的な取組

- 児童の発達課題や成長、家庭教育の在り方等に関して、講師を招聘して研修会を実施する。
- 児童一人一人が認め合い、高め合えるような授業の実現を目指して、講師を招聘して研修会を実施する。
- 本校のいじめ防止基本方針の周知を目的とした研修会を年度当初に行い、教職員の共通理解を図る。
- 校長・副校長は、いじめ防止に係る研修機会の広報に努める。また、研修を受けた教員からの研修報告を聞き合う場を設定する。

5 学校評価

いじめ問題への対応と評価の基本的な考え方

- 児童に対しては、自分の学校生活を振り返って、定期的に学習や学校生活における心の在り様を中心にアンケート調査を行うようにする。その際は、分かりやすい設問の設定を心がける。
- 保護者に対しては、学校公開や学校行事等の来校時にアンケート調査を行うなど、定期的に広く、きめ細かく情報を得るようにする。
- 教職員に対しては、日々の教育実践と児童への向き合い方について自己点検するようにし、課題となる事項を捉え、改善に取り組めるようにする。
- 学校評価等を通して得た情報のうち、緊急性のある事案については即時に対応し改善を図る。

6 家庭や地域との連携

- 学校だより等で学校評価の分析結果やいじめにかかわる実態を広報するとともに、学年だより、学級だより等で、いじめとその防止及び対応に関して学校の考え方や方針を伝えるようにする。
- 家庭や地域よりいじめの情報があつた場合には、いじめ防止対策会議を機能させ、事実関係把握と早期解決に向けた対応を行う。
- 保護者・地域とともにいじめ防止について協議し、地域ぐるみでいじめを根絶する方策を考える。

6 いじめ防止対策概念図

